

Title	＜文献紹介＞ ニーチェの正義概念の研究動向：欧文献を中心に デヨン・ヤン『フリードリヒ・ニーチェの哲学における正義の概念の問題系』 Yang, Dae-Jong, Die Problematik des Begriffs der Gerechtigkeit in der Philosophie von Friedrich Nietzsche, Duncker & Humblot GmbH, Berlin, 2005. イェンス・ペーターセン 『ニーチェの正義の天才性』 Petersen, Jens, Nietzsches Genialität der Gerechtigkeit, De Gruyter Rechtswissenschaften, Berlin, 2008.
Author(s)	大久保, 歩
Citation	メタフシカ. 2014, 45, p. 139-145
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51533
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《文献紹介》

ニーチェの正義概念の研究動向：欧文献を中心に

デヨン・ヤン『フリードリヒ・ニーチェの哲学における正義の概念の問題系』

Yang, Dae-Jong, *Die Problematik des Begriffs der Gerechtigkeit in der Philosophie von Friedrich Nietzsche*, Duncker & Humblot GmbH, Berlin, 2005.

イエンス・ペーターセン『ニーチェの正義の天才性』

Petersen, Jens, *Nietzsches Genialität der Gerechtigkeit*, De Gruyter Rechtswissenschaften, Berlin, 2008.

大久保 歩

はじめに

フリードリヒ・ニーチェの思想において「正義 *Gerechtigkeit*」の概念は、「力への意志」や「永劫回帰」と比較すれば、中心的な位置を占めていないように見える。そもそもひとつの独自のタームとして成立しているのかも疑わしいようにも思える。しかし、ニーチェのテキストを初期から後期へと貫いてこの概念が出現していることもまた事実である。そしてまた、ハイデガーをはじめとして、多くの論者がこの捉えがたい概念に魅了されてきた。たとえば、ヘニング・オットマンは、正義概念がニーチェの哲学のライトモチーフと結びついていると言う¹。またジル・ドゥルーズは「ニーチェの全作品は、正義とは何かという問いを理解する努力である」とまで断言する²。

このようにその重要性は認められながらも、ニーチェの正義概念が捉えがたいこともまた確かである。この概念の多義性をヴォルフガング・シラーは端的に指摘している。「彼〔ニーチェ〕は、正義を政治的・社会的・法的現象として系譜学的に探求する。また社会的正義という社会主義的・キリスト教的表象を批判する。そして最後に、ニーチェにとって正義は、社会的な現象やイデオ

¹ Ottmann, Henning, *Philosophie und Politik bei Nietzsche*, 2. Aufl., de Gruyter, Berlin; New York, 1999, S.390. 本書第一版の最終章は「悲劇的正義」の分析にあてられている。S.389-394.

² Deleuze, Gille, *Nietzsche et la philosophie*, PUF, Paris, 1962, p.21.

ロギーの彼岸で、真理の本質を指す名として形而上学的意味をもつのである」³。シラーはこのようにニーチェの正義概念を、1. 政治的・法的面、2. 社会主義やキリスト教への批判の面、3. 形而上学的面に分類している。これにさらに 4. 心理的・徳的面も付け加えることができるだろう⁴。ニーチェは「正義」という一つの内容の下に実に多くの事象を収めて把握しているのである。そのため、シラーは次のように嘆息を漏らす。「ニーチェはその著作の数多くの箇所での概念を使用しているにもかかわらず、正義の表象をより精確に把握することは怠ったままだった」⁵。

シラーの嘆息に応答するかのように、この多義的な正義概念を正面から論じる研究が近年現れてきた。こうした研究は、この概念の捉えがたさをそのまま反映するかのように、さまざまな方向へと分岐している。本稿は、こうした近年の欧文文献⁶を概観し、研究状況を把握することを目的とする。本稿は正義概念によってニーチェの思想の新たな側面を描き出すための準備作業となるだろう。

本稿の構成は次の通りである。第一節では、この概念に関する主だった先行研究を駆け足で振り返る。第二節と第三節では、近年の文献をひとつずつ概観し検討する。

1. 先行研究

ニーチェの正義概念の研究は、言うまでもなく近年に始まったものではない。ここでは主だった研究だけを簡単に振り返っておきたい。

まず最初に挙げられるべきは、やはりハイデガーの研究だろう。ハイデガーは『ニーチェ』において、遺稿を中心にしてニーチェの正義概念を論じている⁷。ハイデガーは正義の形而上学的側面にもっぱらこだわり、とりわけ真理との関係で地平 Horizont の設定の問題を論じる。ヤスパーズは、ハイデガーよりも多くのテキストを参照しているが、基本的な問題関心はハイデガーのそれと同じであると言ってよいだろう⁸。

正義概念の形而上学的側面に関する研究をさらに推し進めたものとして、フリードリヒ・カウルバッハの研究を挙げるべきだろう⁹。カウルバッハの研究はその後のニーチェ正義概念研究に大

³ Schiller, Wolfgang, „Gerechtigkeit“, in *Nietzsche Handbuch*, J. B. Metzler, Stuttgart; Weimar, 2000, S.241f, 241.

⁴ 第三節参照。

⁵ Schiller, „Gerechtigkeit“, S.241.

⁶ 近年の日本語文献としては以下のものが挙げられる。齋藤直樹、「正義の源泉としての力：ニーチェにおける「力」概念の両義性について」、『哲学』、53号、2002年、146-156頁。須藤訓任、「ニーチェの「正義」論再考：「力への意志」の尺度をめぐって」、『理想』、684号、2010年、2-15頁（以下に再録。須藤、『ニーチェの歴史思想：物語・発生史・系譜学』、大阪大学出版局、2011年、310-326頁）。井西弘樹、「ニーチェ『人間的、あまりに人間的』における正義論」、『アルケー』、22号、2014年、65-76頁。

⁷ Heidegger, Martin, *Nietzsche*, Bd. 1, Neske, Pfullingen, 1961, S.632-648. 集中的に解釈されているのは遺稿の一節である。KSA 11, 25[484]。また、最近出版された講義録では、『生に対する歴史の利害』を中心にして正義の概念が検討されている。しかし基本的な問題関心は『ニーチェ』と連続していると言ってよいだろう。Heidegger, *Zur Auslegung von Nietzsches 2. Unzeitgemässer Betrachtung: Vom Nutzen und Nachteil der Historie für das Leben, Gesamtausgabe*, Bd. 46, Vittorio Klostermann, 2003.

⁸ Jaspers, Karl, *Nietzsche: Einführung in das Verhältnis seines Philosophierens*, 4. Aufl., de Gruyter, Berlin; New York, 1981, S.205-211.

⁹ Kaulbach, Friedrich, *Nietzsches Idee einer Experimentalphilosophie*, Böhlau, Köln; Wien, 1980.

きな影響を与えており、このあと検討する文献でもたびたび言及されている。カウルバッハの貢献は、何よりもまず、ニーチェの正義概念が孕むアポリアを描き出したことにありといえるであろう。カウルバッハは次のようにこのアポリアを要約している。

すべての「価値評価 *Schätzung*」は性急なものであり、そうあらざるをえない。見積もること、ひとつの決定を下すこと、現在の生にとってふさわしく意義のある世界パースペクティヴ *Weltperspektive* へと立場を決めることは、一方で、生に対して正義にかなった態度をとるのに必要である。しかし他方で、こうしたことは、それによって低く評価され、軽視されたものに対する不正義につながる。(S.209)

カウルバッハは次のようにも言う。正義にかなう判断をするためには、みずからの地平を広げ越えていかなければならない。こうした地平の拡張の要請は、しかし、決定できないという無能力によって生を危険に晒すことになる (S.205)。カウルバッハがニーチェから取り出した正義のアポリアは、判断し決定するという行為に必然的にともなう問題を見事に抉り出している¹⁰。

カウルバッハでひとつの頂点を迎えたといえるこうした正義概念の一連の研究は、しかしながら、あくまでもつばら形而上学的側面に関わってきたといえる。これに対して、正義概念の政治的・法的側面に着目した貴重な早期の研究として、フォルカー・ゲアハルトの論文が挙げられる¹¹。ゲアハルトは、いわゆる「均衡の原理」の断章 (WS 22) を中心に扱い、ニーチェの正義概念がたんに力の均衡を基礎としているだけでなく、その均衡を当事者が互いに評価しあう心理的・社会的な次元を含んでいることを説得的に論じている。

こうしたいわば古典的な研究のほかに、90年代に正義概念を主題化した研究がいくつか現れた¹²。こうした研究は、この概念を包括的には論じず、あくまで特定の関心から正義に焦点を当てるという手法をとっている。

2. デヨン・ヤン『フリードリヒ・ニーチェの哲学における正義の概念の問題系』

前節で見たように、正義概念はニーチェ研究において、散発的ではあれ、たえず問われてきた。けれども、それは中心的なトピックのひとつとはいいがたく、あくまでも傍流であったといえよ

¹⁰ 次の論文ではカウルバッハはカントの判断力と関連させてこの問題を分析している。

Kaulbach, „Die Tugend der Gerechtigkeit und das philosophische Erkennen“, *Perspektiven der Philosophie*, 7, 1981, S.103-117.

¹¹ Gerhardt, Volker, „Das „Princip des Gleichgewichts“ : Zum Verhältnis von Recht und Macht bei Nietzsche“, *Nietzsche Studien*, 12, 1983, S.111-133.

¹² Geijssen, J. A. L. J. J., *Geschichte und Gerechtigkeit: Grundzüge einer Philosophie der Mitte im Frühwerk Nietzsches*. Vol. 39. Walter Gruyter, Berlin, New York, 1997; Franck, Didier, *Nietzsche et l'ombre de Dieu*, PUF, Paris, 1998(*Nietzsche and The Shadow of God!*, Berghahn, Bettina and Farah, Philippe trans., Northwestern University, Illinois, 2011). フランクの本については以下の発表で論じた。Okubo, Ayumu, „The Body and Dionysus: Justice in Nietzsche“, 「国際ワークショップ レヴィナス、ハイデガー、ニーチェ：ディディエ・フランク氏を迎えて」(東京大学東洋文化研究所、2013年12月15日)。

う。だが今世紀に入って、正義概念を正面から論じる研究が現れてきた¹³。本稿では以下、こうした研究を二つ検討したい。

デヨン・ヤンの『フリードリヒ・ニーチェの哲学における正義の概念の問題系』は、ニーチェの初期から後期までに現れる正義概念を包括的に論じている¹⁴。そして、正義の問題系を力への意志やパースペクティズム、永劫回帰といったニーチェの他の大きな問題系につなげることを試みている。以下、本書を少し詳しく概観しておく。

第一章「ニーチェの作品における内的音楽としての正義」では、まず「運命と歴史」のような青年期のテキストからバーゼル時代の初期の作品の中に、いわば「内的音楽」のように現れる正義のモチーフが描かれる。その後、『人間的な、あまりに人間的な』の末尾の「確信 Überzeugung と正義」と題された一連の断章（MAI 629-637）が分析の対象となる。宗教戦争のような、狂信的な確信がもたらす危険性を問題とするこのテキスト群から、確信と敵対する正義の性格が抽出される。生のパースペクティヴ的性格から不可避免的に生じるパースペクティヴの固定に対し、認識の手法としてパースペクティヴの移動を促す正義が要請されるのである。

第二章「公正に判断できるために、正義の者が欲する真理：認識問題（1）」では、前章で取り出された正義の性格をふまえ、正義にかなう判断をしようとする者が必要とする真理が問われることになる。ニーチェにおいては当然形而上学的な真理は否定される。それではニーチェにとって正義と相関する真理とは何か。ヤンによれば、ニーチェにとっての真理とは、何らかの絶対性にとどまることなく、「生の現実 Lebenswirklichkeit」を完全に把握しようとする高みへと向かおうと努めることに存するのである（S.40f）。

第三章「正義の起源と成り行き Hergang」は、前二章で抽出された正義と真理の性格を前提とした上で、法権利 Recht の起源としての正義を扱う。主に分析されるテキストは、初期の「ギリシアの国家」や、「均衡の原理」を中心とする法権利の起源に力の均衡を見ようとする中期のテキスト群である。ここではゲアハルトとオットマンの研究が主に参照されながら分析が進められる。ゲアハルトの分析に忠実にヤンは、ニーチェにおいて法権利の起源にただ力の均衡があるだけでなく、そうした均衡があることを当事者が認めるという心理的・社会的側面があることを強調する。また、ニーチェが記述的なものから規範的なものを導こうとしているというオットマンの批判に対しては、ヤンは、ニーチェの関心が自然状態の終結によって成立する自然権の静的状態ではなく、むしろニーチェにとってそうした静的状態は単なる自己保存のための手段にすぎなく、あくまでニーチェの関心は力がさらに力をもとめるようなダイナミックな現実であり、またそれを捉えようとする変動する正義のパースペクティヴにあったと主張する。したがってヤンによれば、ニーチェにとっての正義の理念は、法学的な限界を越え哲学的なものとして觀念さ

¹³ 本稿で扱うもの以外にも以下のような研究がある。Knoll, Manuel, "Nietzsches Begriff der sozialen Gerechtigkeit," *Nietzsche Studien*. 38, 2009, S.156-181; Patton, Paul. "Nietzsche, Genealogy and Justice," in *Nietzsche and Political Thought*, Ansell-Pearson, Keith ed., Bloomsbury, London; New Delhi; New York; Sydney, 2013, pp.7-22. また正義概念だけでなく広く法哲学的なアプローチの研究のサーベイとしては次を参照。Piazzesi, Chiara, "Nietzsche, die Gerechtigkeit und das Recht," *Nietzsche Studien*. 39, 2010, S.652-662.

¹⁴ 本研究は2004年、フンボルト大学ベルリンに博士論文として受理された。

れているとされる。

第四章から第六章は、それぞれ力への意志、生、文化を主題的に扱っているので割愛する。ただし、この数章で注目すべきなのは、力への意志と解釈の関係である。ヤンによれば、各解釈が力への意志の現実化の様態であるかぎり、解釈の限界は、それを担う力への意志の力の強さに依存することになり、あらゆる解釈はしたがってパースペクティブ的であることになる。

最終章である第七章「人間の偉大さ」では、ニヒリズムとその克服としての永劫回帰が問題となる。ニヒリズムと永劫回帰は正義とどのような関係をもつのか。神の死による最高価値の崩落とは、これまでの解釈の誤りを洞察したことの帰結であり、むしろパースペクティブ的力による新たな意味付与の可能性をもたらす。そしてニヒリズムの極限的形態としての永劫回帰において、意味創造に耐えられる力をもつ者と、これに耐える力をもたない者とが選別され、ここに位階秩序が生じる。そしてこの背景には、より大きな力がより大きく包括的なパースペクティブをもち、組織化し形成する力をもつという力への意志の特徴が存在する。

序言でヤンは、ニーチェの作品を「統一的に出来上がったものとして内在的に」考察すること(S.5)を目指すと言っている。そして実際、カウルバッハの指摘する正義のアポリアを基本的なモチーフとして、正義概念のさまざまな側面のあいだに連関を見だし、ニーチェ哲学のなかにこの概念を位置づけようとしている。その試みは貴重なものであるとしても、残念ながら依然として不十分と言うほかない。特に、第三章で扱われた正義の政治的・法的側面とその他の側面とのつながりは明らかではない。先に触れたように、ヤンはニーチェにとっての正義が最終的には法学的なものではなく哲学的なものであることを強調し、第三章以降、正義論よりもパースペクティズム論に重点を移してしまう。第七章で問題となるパースペクティヴ間の位階秩序は、第三章で分析された「均衡の原理」よりも後期の「大いなる政治」の方に親和性が高いといえる。こうした分裂をヤンは最後まで問題にすることはないのである。

3. イェンス・ペーターセン『ニーチェの正義の天才性』

ヤンの研究がニーチェの正義概念を包括的に論じようとするものだったのに対して、イェンス・ペーターセンの『ニーチェの正義の天才』は、法哲学の観点からこの概念を論じようとする研究である。体系的思考に懐疑的なニーチェから、個別の法的問題に対する応答を通じて、彼の法権利や正義に対する思考を浮かび上がらせようとするのである。本書についても本稿の関心に基いて以下に概観しておく。

第一章「正義の天才性」では、ニーチェにおける正義と真理や客観性との関係が問われる。ニーチェの正義は、客観的な体系性に担保されるのではなく、むしろ主観的な判断力に大きく依存するものとされる。「確信と正義」のなかに見られる「正義の天才性」という表現に着目し、ペーターセンはニーチェの正義の心理的・人格的側面を強調するのである。

第二章「正義の起源」では、「均衡の原理」を中心とする中期のテキスト群が扱われる。まず、自然法を前提とせずに、法権利が力の関係から生じると考える点に関して、マキャヴェリやパスカル、ホッブズとの類似や差異が分析される。また、ニーチェにおける法権利と道徳の連続性が

指摘される。力による強制によって法権利が確立されたのちに、その「土壌」の上に道徳が生い立つのである（MA I 99）。ニーチェにおいては、カントに見られるような道徳と法権利とのあいだの切断は存在しない。

第三章「法権利と由来＝慣習 *Herkommen*」では、前章で見られた、正義の起源を問うニーチェの手法が、たんに系譜学的に正義を解明することを目的にしているのではなく、ニーチェにとって由来＝慣習が法権利にとって構成的であることが指摘される。由来＝慣習の古さこそが法権利の感覚を養い、法権利に権威を与えるのである。

第四章「犯罪と刑罰」では、もっぱらニーチェにおける刑罰に焦点が当てられる。ここでもニーチェの法権利が、前章で見たように、その由来＝慣習を根拠にしていることが確認される。さらに、ニーチェが責任概念を批判し人間の無責任性を主張するとともに、刑罰が他のものたちへの威嚇のために犯罪者を道具として扱うものであるから、刑罰は廃止すべきであると主張していることが確認される。ニーチェにとっての正義とは罰し応報するものではなく、「各人に各人のものを」与えることなのである（MA I 105）。

第五章「ニーチェの国家への一瞥」では、ニーチェの国家観が問題となる。国家の起源としての正義は、先の章でも見たように、自然状態からの脱出であった。ここでは契約論者としてのニーチェの性格が強調される。特に興味深いのは、力と法権利との二段階論を主張している点である。一般にニーチェは力の一元論者と解釈されがちだが、ペーターセンはそうではないと主張する。「ニーチェが力の優位性から出発し、これが法権利を無意味にし、結局法権利は存在しないという風に短絡すると、ニーチェの法権利理解は誤解されることになるだろう。むしろ、ニーチェはいわば二段階の考察から出発しているのである。すなわち、第一段階ではひとつの契約が有望で切迫したものなのかどうかを力の関係が決定し、これとともに法権利の第二段階に踏み入ることになるのである。」したがって、「契約なくして法権利なし」というニーチェの言葉は、事実から当為を導くものではなく、むしろ契約から当為を導くものなのである（S.163）。

第七章「正義への高まり」では、まず、平等を正義とみなす社会主義的な考えをニーチェが強く批判していることが確認される。そして、ニーチェにとって正義の問題系は「異物 *Fremdkörper*」ではなく、その思想の中心にあると強く主張され、例証として『ツァラトゥストラ』と初期のテキストを中心に正義概念のさまざまな言及が取り上げられる。最後に、正義のアポリアをふまえて、正義が超人の概念とつながりをもつことがテキスト上確認され、正義の形而上学性が指摘される。正義を担いうる者には、このアポリアから生じる不調和に耐えられ、かつ包括的なパースペクティヴをもちうる思慮深さと高貴さが必要とされるのである。

以上が本書の概略である。ニーチェにおける正義と法権利の関連をあますところなく論じている点は評価できるだろう。ペーターセン自身が繰り返し述べるように、こうしたニーチェの法学的研究はあまりなされてこなかっただけに、学ぶものが多い。だが、アプローチの仕方からして、正義の他の側面は切り落とされざるをえない。第七章で形而上学的側面が法的側面とどのようにに関連しているのか素描されてはいるものの、十分には分析されていないように思われる。前節で見たヤンと同様の問題をペーターセンのこの研究も抱えざるをえないのである。

おわりに

以上見てきたように、近年の研究によってニーチェの正義の概念は徐々にその全貌を明らかにしつつある。とりわけ本稿でとりあげた二つの研究は、ニーチェのテキストにおいて正義が語られる場面を網羅的に取り上げ、正義の問題の広がりを示すのに大きく貢献している。どちらも今後の研究にとって重要な手がかりとなるだろう。だが、いずれの研究も、正義概念が現れる局面をその都度取り出して論じているだけのようにも見え、統一的な把握に乏しい。冒頭で見たシラーの嘆息はまだやみそうにない。

したがって、今後の課題は、これまでの研究によって明らかになった正義の個々の側面がどのように結びついているのか、より深く探求することだろう。特に、形而上学的側面と政治的・法的側面は、互いのあいだに深い断絶があるようにも見えるだけに、その関係を明らかにしていく必要がある。パースペクティヴの移動や拡大を目指す形而上学的正義は、力の均衡にもとづく契約という性格をもつ政治的・法的正義とどのように結びつくのか。強者の正義を謳うかに見える力への意志の哲学にとつて、正義の理念はあくまでも「異物」にすぎないのだろうか¹⁵。カウルバッハが論じるように、ニーチェの正義がカントの判断力の問題と結びつくならば、カントの『判断力批判』が認識と実践のあいだの移行を可能にしたように、ニーチェの正義概念がニーチェの形而上学と道徳批判のあいだを橋渡しすることも可能にしないだろうか。今後の研究についての課題はここにあるように思われる。

(おおくばあゆむ 現代思想文化学・博士後期課程)

¹⁵ キース・アンセル＝ピアソンは、ニーチェの思想において、正義に見られるような倫理と、「大いなる政治」に見られるような政治とのあいだに、アンチノミ的な関係があると指摘している。Ansell-Pearson, Keith, *Nietzsche contra Rousseau: a Study of Nietzsche's Moral and Political Thought*, Cambridge University Press, New York, 1991, p.223f.